

職員の号給を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

大 阪 市 人 事 委 員 会

委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第 6 号

職員の号給を決定する基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の号給を決定する基準に関する規則（平成24年大阪市人事委員会規則第12号）
の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後
欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
別表 号給別基準職務表 ア 行政職給料表 〔表 別紙 2 挿入〕 〔イ 略〕	別表 号給別基準職務表 ア 行政職給料表 〔表 別紙 1 挿入〕 〔イ 同左〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

[別表 号給別基準職務表 ア 行政職給料表 別紙 1]

職務の級	号給	組織等	基準となる職務
[同左]			
7 級	2 号給	[同左]	
		政策企画室	副理事の職務
		[同左]	
	[同左]		

[備考 同左]

[別表 号給別基準職務表 ア 行政職給料表 別紙 2]

職務の級	号給	組織等	基準となる職務
[略]			
7 級	2 号給	[略]	
		政策企画室	総務担当部長の職務
			副理事の職務
		[略]	
	[略]		

[備考 略]